

教育・保育施設の確認について

【本案件の趣旨】

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、保育所や認定こども園等の確認上の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議の意見をお聴きする必要があるとされています。よって、令和5年度に新たに設置が予定されている施設の確認上の利用定員の設定について、ご意見をお聴きするものです。

次のとおり、令和5年4月1日に千里丘愛育園及び千里丘愛育園分園ひよこ園を廃止し、幼保連携型認定こども園千里丘愛育園に移行する予定です。

令和4年度 千里丘愛育園（本園）、千里丘愛育園分園ひよこ園

		本園		分園		合 計	
		認可定員	利用定員	認可定員	利用定員	認可定員	利用定員
令和4年度	0歳児	9名	9名	6名	6名	15名	15名
	1歳児	24名	24名	7名	7名	31名	31名
	2歳児	27名	27名	7名	7名	34名	34名
	3歳児	40名	40名	－	－	40名	40名
	4歳児	40名	40名	－	－	40名	40名
	5歳児	40名	40名	－	－	40名	40名
	計	180名	180名	20名	20名	200名	200名



令和5年度 認定こども園千里丘愛育園

		1号認定 (幼稚園枠)		2・3号認定 (保育所枠)		合 計	
		認可定員	利用定員	認可定員	利用定員	認可定員	利用定員
令和5年度	0歳児	－	－	9名	9名	9名	9名
	1歳児	－	－	36名	36名	36名	36名
	2歳児	－	－	36名	36名	36名	36名
	3歳児	5名	5名	43名	43名	48名	48名
	4歳児	5名	5名	43名	43名	48名	48名
	5歳児	5名	5名	43名	43名	48名	48名
	計	15名	15名	200名	200名	215名	215名